

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2025年12月5日

中国電力株式会社

## 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

工営計 第 16 号

2025 年 12 月 5 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

広島市中区小町 4 番 33 号  
中國電力株式会社  
代表取締役社長執行役員 中川 賢剛

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2026 年 1 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

## 別 紙

# 料金その他の供給条件の内容

## 1 適用範囲

この電気特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気特定小売供給約款（2025年2月7日届出。ただし、当該電気特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の電気特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

## 2 適用期間

- (1) 適用期間は、2026年1月の検針日から2026年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

## 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款17（臨時電灯）(2)口、供給約款18（公衆街路灯）(2)口、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)口(イ)、供給約款21（農事用電力）(3)ニ(イ)もしくは供給約款附則3（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ホ、供給約款17（臨時電灯）(3)口、供給約款18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款19（低压電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)口、供給約款21（農事用電力）(1)ハ、供給約款21（農事用電力）(2)口(ロ)もしくは供給約款21（農事用電力）(3)ニ(ロ)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

## 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款17（臨時電灯）(2)口、供給約款18（公衆街路灯）(2)口、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)口(イ)、供給約款21（農事用電力）(3)ニ(イ)もしくは供給約款附則3（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ホ、供給約款17（臨時電灯）(3)口、供給約款18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款19（低压電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)口、供給約款21（農事用電力）(1)ハ、供給約款21（農事用電力）(2)口(ロ)もしくは供給約款21（農事用電力）(3)ニ(ロ)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

17(臨時電灯)(3)ロ、供給約款18(公衆街路灯)(3)ハ、供給約款19(低圧電力)(5)、供給約款20(臨時電力)(3)ロ、供給約款21(農事用電力)(1)ハ、供給約款21(農事用電力)(2)ロ(ロ)もしくは供給約款21(農事用電力)(3)ニ(ロ)の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表(燃料費調整)1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表(燃料費調整)1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別 表 (燃料費調整)

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0406$

$\beta = 0.0992$

$\gamma = 1.1994$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 錢とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ 120,500 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,500 円を上回る場合

平均燃料価格は、120,500 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,500 \text{ 円} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年9月1日から 2025年11月30日までの期間	2026年1月の検針日から 2026年2月の検針日の前日までの期間
2025年10月1日から 2025年12月31日までの期間	2026年2月の検針日から 2026年3月の検針日の前日までの期間
2025年11月1日から 2026年1月31日までの期間	2026年3月の検針日から 2026年4月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に對応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力B および農事用電力C で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} \\ &+ (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ &- \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃料費調整単価} &= \text{基準燃料費調整単価} \\ &- (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(ア) 定額電灯、公衆街路灯A および農事用電灯

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2026年1月の検針日 から2026年3月の検針 日の前日までの期間	2026年3月の検針日 から2026年4月の検針 日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	17円48銭	5円83銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	34円96銭	11円65銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	69円91銭	23円30銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	104円87銭	34円96銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	174円78銭	58円26銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	87円39銭	29円13銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	52円20銭	17円40銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	104円41銭	34円80銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	52円20銭	17円40銭

### (b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2026年1月の検針日 から2026年3月の検針 日の前日までの期間	2026年3月の検針日 から2026年4月の検 針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円41銭	47銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円82銭	94銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円82銭	94銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	28円17銭	9円39銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	28円17銭	9円39銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の検針日 から 2026年3月の検針 日の前日までの期間	2026年3月の検針日 から 2026年4月の検針 日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	29円61銭	9円87銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14円81銭	4円94銭

(d) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の検針日 から 2026年3月の検針 日の前日までの期間	2026年3月の検針日 から 2026年4月の検針 日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7円40銭	2円47銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	14円80銭	4円93銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	29円60銭	9円87銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	44円40銭	14円80銭
契約電力4キロワットの場合1日につき	59円20銭	19円73銭
契約電力5キロワットの場合1日につき	74円00銭	24円67銭

(e) 農事用電力C（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の検針日 から 2026年3月の検針 日の前日までの期間	2026年3月の検針日 から 2026年4月の検針 日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	53円29銭	17円76銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	26円65銭	8円88銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Bおよび農事用電灯（従量電灯Aの料金を10パーセント割増しして適用する場合に限ります。）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の検針日 から 2026年3月の検針 日の前日までの期間	2026年3月の検針日 から 2026年4月の検針 日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	67円50銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	4円50銭
		22円50銭
		1円50銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2026年1月の検針日 から 2026年3月の検針 日の前日までの期間	2026年3月の検針日 から 2026年4月の検針 日の前日までの期間
1キロワット時につき	4円50銭	1円50銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力B(脱穀調整需要)および農事用電力C(育苗・栽培需要)

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Bまたは農事用電灯(従量電灯Aの料金を10パーセント割増して適用する場合に限ります。)のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	82銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円64銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円29銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円94銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8円24銭6厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	4円12銭3厘

小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円46銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円92銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円46銭3厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円32銭9厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円32銭9厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1キロワット 1日につき	1円39銭7厘
-------------------	---------

二 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	34銭9厘	69銭9厘	1円39銭7厘	2円09銭4厘	2円79銭3厘	3円49銭1厘

ホ 農事用電力C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1キロワット 1日につき	2円51銭5厘
-------------------	---------

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Bおよび農事用電灯（従量電灯Aの料金を10パーセント割増しして適用する場合に限ります。）

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時 まで	3 円 18 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	21 銭 2 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	21 銭 2 厘
-------------	----------

### 3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1 (燃料費調整額の算定) (1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および 1 (燃料費調整額の算定) (2)によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

# 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う 経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付 書類

- 1 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

# 1 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

## 添付書類 1

### 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和 7 年 11 月 21 日の閣議決定「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気特定小売供給約款に基づき算定される令和 8 年 2 月分から令和 8 年 3 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 4.5 円（消費税等相当額を含む）を、令和 8 年 4 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 1.5 円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

## 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

添付書類 2

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合（税込）

		2026年2月分～3月分	2026年4月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低压で供給を受ける場合	4円 50銭	1円 50銭

○定額制供給の場合（税込）

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	2026年2月分～3月分	2026年4月分	
				(※1)	(※2)	(※2)	
定額電灯、 公衆街路灯 Aおよび農 事用電灯	電灯	10Wまで	1灯	3.884	17円 48銭	5円 83銭	
		20Wまで	〃	7.768	34円 96銭	11円 65銭	
		40Wまで	〃	15.536	69円 91銭	23円 30銭	
		60Wまで	〃	23.304	104円 87銭	34円 96銭	
		100Wまで	〃	38.840	174円 78銭	58円 26銭	
		100W超過 50Wまでごとに	〃	19.420	87円 39銭	29円 13銭	
小型 機器	機器	50VAまでの機器	1機器	11.601	52円 20銭	17円 40銭	
		100VAまでの機器	〃	23.202	104円 41銭	34円 80銭	
		100VA超過 50VAまでごとに	〃	11.601	52円 20銭	17円 40銭	
臨時電灯 A		50VAまで1日につき	1契約	0.313	1円 41銭	47銭	
		100VAまで1日につき	〃	0.626	2円 82銭	94銭	
		100VA超過 500VAまで100VA までごとに1日につき	〃	0.626	2円 82銭	94銭	
		500VA超過 1kVAまで1日につき	〃	6.260	28円 17銭	9円 39銭	
		1kVA超過 3kVAまで1kVAまで ごとに1日につき	〃	6.260	28円 17銭	9円 39銭	
臨時電力		1kW1日につき	1契約	6.579	29円 61銭	9円 87銭	
		0.5kWの場合1日につき	〃	—	(※3) 14円 81銭	(※3) 4円 94銭	
農事用電力 B (脱穀調整需要)		0.5kW1日につき	1契約	1.6445	7円 40銭	2円 47銭	
		1kW1日につき	〃	3.289	14円 80銭	4円 93銭	
		2kW1日につき	〃	6.578	29円 60銭	9円 87銭	
		3kW1日につき	〃	9.867	44円 40銭	14円 80銭	
		4kW1日につき	〃	13.156	59円 20銭	19円 73銭	
		5kW1日につき	〃	16.445	74円 00銭	24円 67銭	
農事用電力 C		1kW1日につき	1契約	11.842	53円 29銭	17円 76銭	

(育苗・栽培需要)	0.5kW の場合 1 日につき	〃	—	(※3) 26 円 65 錢	(※3) 8 円 88 錢
従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆街路灯 B、およ び農事用電灯（従量電灯 A の料金を 10 パーセン ト割増しして適用する場 合）の最低料金部分	最初の 15kWh まで	1 契約	15.000	67 円 50 錢	22 円 50 錢

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。